ISSN 1882-2460

農中総研 調査と情報

2008.7（第７号）

■ レポート ■

● 農林水産業 ●

国際コメ価格高騰のメカニズム …… 2
英国の食料安全保障政策と日本 …… 4
稲作経営の現状と今後の見通し ―秋田県における農家調査より― …… 6

● 農漁協・森組 ●

厳しい林業情勢の中で低コスト林業経営を目指す森林所有者
―平成 19 年度森林組合員アンケート調査結果より― …… 8
苦境にある漁業者と漁協の現状 …… 10
（(財) 農村金融研究会 副主任研究員 尾中謙治）

● 経済・金融 ●

米国ドル中心の通貨システムの現状と不安 …… 12
改正貸金業法と多重債務問題 …… 14

■ 寄　稿 ■

コメ危機下における参加型構造改革 …… 16
（東北大学大学院 農学研究科 研究科長 工藤昭彦）

■ 現地ルポルタージュ ■

オーナー制度を活用して都市住民との交流を図る ―栃木県茂木町― …… 18
環境保全型農業で生き残りを目指す ―JA 土佐れいほく園芸部ＩＳＯ部会― …… 20
支店を核に組合員組織活性化に取り組むＪＡ福岡市 …… 22
中山間地域の稲作経営 ―宮城県丸森町の事例― …… 24

■ 最近の調査研究から ■

当社の定期刊行物に掲載された論文を紹介するコーナー …… 26

■ あぜみち ■

失敗から学ぶ農業３年生！ …… 28
（アグリパークつがる塾 今 久男）

農林中金総合研究所

国際コメ価格高騰のメカニズム

主任研究員　室屋有宏

1　今年に入り急騰した国際コメ価格

コメ（長粒種）の国際価格は今年に入りベトナム、インドなど主要輸出国が輸出制限を課すなどの動きを材料に急騰し、４月のピーク時には08年初に比べ80%近く上昇した（シカゴ取引所価格）。その後、タイ、ベトナム等の雨季作の作況が良いとの見通しやベトナムが７月以降の輸出制限の解除を表明したこと等から、過熱していた相場はピークから20%程度調整したが、依然歴史的な高値圏にある（第１図）。

足下の調整局面では、価格高騰に対して売り手・買い手とも取引を手控える動きが顕著である。コメ輸入国はアジア、アフリカの途上国が大半で、多くの国にとって現状価格は高過ぎ、アフリカを中心に所得面から輸入が既に困難な国もでている。一方、輸出業者も現物価格が高騰したことから、輸出契約を遅らせる戦略を取っている。

第１図　コメ，トウモロコシおよび原油（WTI）価格の推移（シカゴ取引所価格:2008年初=100とする指数）

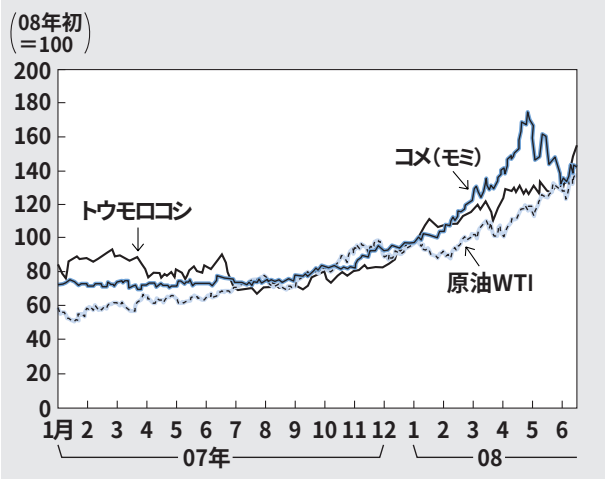

資料　Bloombergより作成

2　95～96年時との比較

国際コメ相場の高騰は95～96年にも発生したが、今回のケースと比べると大きな相違点もみられる。

一番大きな違いは、95～96年時は原油価格（ＷＴＩ）がバレル17ドルから25ドル前後への上昇にとどまっていたのに対し、今回は原油価格の騰勢が大幅かつ長期な点である。また、今回はバイオ燃料向けの穀物需要や大規模な投機資金の流入も加わって、農産物価格は全般に大きく上昇している。

代表的なタイ米の輸出価格で比較すると、95～96年はこの間にトン当たり200ドル台前半から300ドル近くまで上昇したが、今回は08年初からだけで２倍以上に高騰し一時1,000ドルを突破している。また、今回は、コメとそれ以外の穀物価格、原油価格との連動性がより強くなっている。

3　価格高騰のメカニズム

今回のコメ価格高騰では、原油価格と穀物価格の上昇連鎖が国際相場を介してコメ輸出国に波及し、それが国内的なインフレを加速させ、再びコメ輸出価格の上昇につながる循環メカニズムが大きな特長といえよう（第２図）。

原油価格の上昇は、石油製品価格に限らず肥料等農業資材の上昇に直結する。またコメはアジア途上国のほとんどで主食として生産・消費されており、コメ価格上昇が食料価格及び生計費上昇に与える影響度は非常に大きい。さらにコメの場合、貿易量、貿易率

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

第2図　国際コメ相場上昇の波及メカニズム

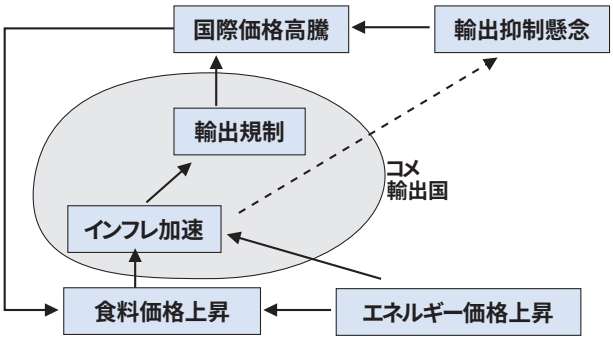

資料　筆者作成

（生産量に対する輸出割合で７～８％）ともに小さいため、需給のわずかな変化が大きな価格変動につながりやすい性質がある。

多くのアジア途上国で物価上昇は激しくなっており、例えばベトナムの消費者物価上昇率は足下で前年比25%に達している。今回のコメ価格高騰では、タイに次ぐコメ輸出国ベトナムが輸出制限に踏み切ったことが大きな引き金となったが、輸出制限は対外市場とのリンクを部分的に遮断してでも、国内コメ価格の上昇・インフレを抑制したいとのねらいがあったと理解できよう。

４　国際的需給も不安定化

今年に入ってのコメ価格高騰の要因としては、世界的な資源価格インフレの波及が、投機的マネーの流入も伴ってコメに伝播したという構図とともに、コメの国際的需給が不安定化している面も否定できない。この点は、95～96年の相場上昇と共通した要因として存在していると考えられる。

コメの供給では、①単収の伸び鈍化、②作付面積拡大が困難、③農業への公的投資（灌漑施設、技術開発等）の縮小等がみられる一方で、需要側では、①地域的にはアフリカのコメ需要の持続的な高まり、②アジアを中心とした人口増加要因、③所得上昇に伴う需要増などが指摘できる。こうした需給構造の不安定性を改善していくには、公的投資を伴った中長期の取組みが必要である。

５　短期的に相場は軟化するが大幅下落は予想しがたい

今後のコメ相場の短期的な方向としては、これから明らかになってくるタイ、ベトナムの作柄、ベトナムの輸出規制解除後の動き、タイ政府による政府在庫取崩しおよび支持価格（モミを担保に政府系銀行が融資する際の基準価格）水準などがポイントとなるが、現時点では市場関係者の多くが相場はもう一段軟化するとの見方をしている。

しかし、今回の相場高騰の構造を考えてみると、世界的な商品価格の上昇連鎖のなかで、コメだけがデカップリングされてくる可能性は短期的には小さいと予想される。

やや長い視点では、コメ価格の上昇が生産者の投資・生産性上昇のインセンティブにつながるかが重要であろう。タイのように中進国化した国では、価格支持政策が農民に一定の所得改善をもたらす制度が整備されている。しかし、ベトナムでは（またタイでさえも）多くの農民は債務を抱え、肥料等の生産コスト上昇分を転嫁できずに庭先で集荷業者等にコメを売り渡すような状態にあり、国際価格の上昇の恩恵にほとんど浴していないといわれる。

国際的なコメ価格高騰は、ごく少数者の利益の一方で、膨大な人々の生活に困難をもたらし、主食の生産・消費という国民の基本的権利を突き崩していく懸念をはらんでいる。

（むろや　ありひろ）

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

英国の食料安全保障政策と日本

主任研究員　平澤明彦

英国は、かつては現在の日本と同様、あるいはそれ以上に食料の多くを輸入していたにもかかわらず、その後に食料自給率を向上させた例として、食料安全保障上の観点からしばしば挙げられる。しかし当の英国では、食料安全保障上の理由で自給率を重視することに対し異論もある。また最近10年ほどの間、英国の自給率は低下傾向にある。

以下では、こうした英国の例が、日本の食料安全保障政策を考える上でどのような意味をもっているのかを理解するため、英国の農業政策および食料安全保障施策の変遷とその背景、そして日本との諸条件の違いを整理する。

1　農業政策の変遷

英国は19世紀半ばから自由貿易政策をとったため、1870年代以降、土地資源の豊富な新大陸諸国からの農畜産物輸入が急増した。英国の人口一人当たり農地面積は日本よりはるかに大きいものの、新大陸輸出国との格差は歴然としており、競争力がなかったのである。国内における小麦・大麦の生産は半減し、耕地面積は３割減少して草地となっていった。その結果、英国は最大の食料輸入国となり、1930年代後半には小麦の９割弱、食料の７割弱を輸入に依存するまでになった。

しかし、新大陸諸国の生産過剰によって農業恐慌が発生したため、1931年には自由貿易政策を破棄して国内農業保護へと転換し、対外的には輸入先を英連邦内へ移していった。前後するが、第一次世界大戦時は独軍の潜水艦攻撃から食料輸入に不安が生じ、草地の開墾などによる食料の増産が行われた。第二次大戦時から戦後にかけても、国際収支赤字や戦争債務による輸入資金の不足に対処するため、食料が増産された。戦後農業政策の基礎となった1947年農業法は、国内生産の重要性を明文化した。

1973年、英国はECに加盟した。ECの共通農業政策（CAP）における農業補助の水準は、従来の英国よりも高く、特に有利となった小麦の生産は急速に拡大した。自給率の上昇は加速し、穀物の自給率は100％を上回った。英国では世界に先駆けた産業革命などにより、農業からの人口流出が早くから進んだため、EC加盟国の中では農業経営規模が大きく競争力が高かったのである。この状況は、東欧へ拡大した現在のEUでも変わらない。

戦後の増産と生産性向上は、景観破壊や化学肥料・農薬の多投などの環境問題、農業人口減少に伴う過疎化などの農村社会問題、CAPにおける生産過剰問題につながった。これらの問題に対処するため、農業政策は、英国1986年農業法やCAPの92年改革以降、環境保全や農村開発を重視する方向へと転換した。それと同時に農産物の貿易自由化が進ん

第1図　英国の食料自給率（1961−2003年）

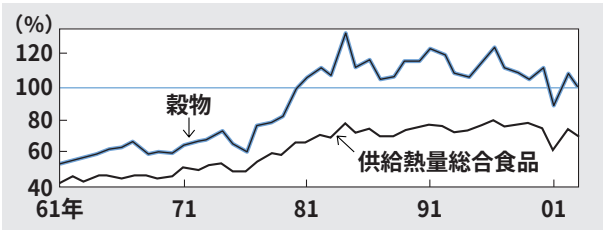

資料　農林水産省「食料需給表」により作成

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

だ。冷戦の終結もこの傾向を後押しした。こうした要因により、90年代後半から自給率はやや低下しているものの、日本に比べれば引き続き高い水準を維持している。

2　現在の食料安全保障政策

英国のような先進国における食料安全保障は、食料の量と質、個々人にとっての入手可能性、安全性、信頼性、緊急時対応などを含む（2006年の政府報告書による）。

近年、食品安全性の問題や、世界的な不確実性の高まり（気候変動、テロ、エネルギー供給、地政学的リスク）から、再び食料安全保障への意識は高まっており、自給率低下を不安視する声もある。しかし政府は、EUの存在や、食料安全保障の多面的な性格（上記）への配慮から、自給率のみを重視することには批判的である。

むしろ現在の食料安全保障政策の力点は、国内外からの幅広い調達と、流通を含む食品産業のサプライチェーンの信頼性とその円滑な機能の維持にある。

現代のサプライチェーンは川上から川下までの効率化によって各段階の在庫が少なく、いずれかの段階で問題が生じた場合は直ちに食料供給の流れが滞る懸念がある。そこで戦争に限らず自然災害や動物の疾病、食品の汚染、事故、ストライキ、テロ行為などの事態を想定し、あらかじめ計画を立て、緊急時には地方自治体、関係省庁、民間部門の間で連携して対応を図る仕組みとなっている。民間企業にも、事業継続計画の策定が奨励されている。そして緊急時には弾力的な食料調達、すなわち代替となる調達先、輸送手段、食料品目などの利用が重視される。

例えば食料備蓄のあり方は大きく変化した。冷戦時代には、核攻撃に備えて国家食料備蓄を保有していたが、90年代前半に廃止となった。現在では、緊急時には民間部門にある食料在庫の活用が想定されており、農業センサスと食料産業のデータ、地図情報を結びつけた「緊急評価データベースシステム」により、食料供給能力の評価が可能となっている。

なお、上記の施策はいずれも、食料供給をその一環として含む総合的な緊急事態対応策に組み込まれている。内閣府の策定した全体の枠組み（Capabilities Programme）の下で、環境・食料・農村地域省が食料の継続的供給に関する計画の「主務官庁」を担っている。また、2004年民間緊急事態法は、地方自治体などにおける緊急事態への備えと対応を定めるとともに、最後の手段として緊急事態法制による政府の各種介入を可能としている。

3　日本との対比

サプライチェーンの高度化と、緊急時においてその機能を維持することの重要性は、日本にも当てはまる論点であろう。

その一方で、日本の基礎的な諸条件は英国と異なっている。とくに、農地の乏しさ、自給率の低さと人口の大きさ、そしてEUに相当するアジア地域の堅固なセーフティーネットがないことは重要である。

そのため、日本では英国と比べ、国レベルでの食料調達リスクが大きな課題である。日本における食料安全保障の議論が、輸入の確保や自給率に重点を置くのはそのためであろう。英国の食料安全保障政策は、その点で日本よりも恵まれた条件を前提にしている。各国固有の歴史的条件に適合した政策が必要であることを、改めて確認しておきたい。

（ひらさわ　あきひこ）

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

稲作経営の現状と今後の見通し

──秋田県における農家調査より──

基礎研究部　副部長　清水徹朗

稲作は日本農業の柱であり、米は日本の食料供給において最も重要な作物である。その稲作の現状と今後の展望を探るため、当研究所では、これまで稲作農家を対象としたアンケート調査を行ってきた。

本稿は、昨年（2007年）秋田県大仙市で実施した調査結果の分析であり、経営規模について回答のあった163戸を対象に経営規模別の分析を行う。なお、本調査の結果については、既に本誌１月号の坂内久「大消費圏へのアクセスの遠隔地と近郊地にみる稲作の現状と将来展望」や総研レポート「稲作を中心とした集落調査報告書」（08年５月）で紹介しており、そちらもご参照いただきたい。

１　稲作の採算性

稲作によって「会社員並みの所得が得られる」と回答しているのは１戸（0.6%）のみであり、「ある程度の所得が得られる」も９戸（5.5%）に過ぎない。「助成金を含めると赤字ではない」が46.0%で最も多いが、「赤字」と回答している農家も43.6%いる（第１表）。

経営規模別にみると、５ha以上の層では、「赤字」と回答しているのは８戸（24.2%）であるが、１ha未満では68.2%、1-2haでは51.5%が「赤字」であると回答している。現在の米価水準では、規模の小さい稲作農家は採算的に厳しいという結果が現れている。

２　後継ぎの農業とのかかわり

８割の農家には後継ぎがおり、そのうち現在同居しているのは約７割である。その後継ぎは、現在自家の農業とどのようなかかわりを持っているであろうか。

最も多いのは「農繁期に手伝う程度」の55.2%であり、全く農業にかかわっていない家も23.9%ある。規模別にみると、５ha以上の農家では、中心的に担っている家が６戸（18.2%）あるが、一方で、農業に全くかかわっていない者が、1-2ha層で33.3%、１ha未満層で45.5%いる（第２表）。

10年後に後継ぎが農業とどうかかわってい

第1表　稲作の採算性

（単位　%）

		十分	ある程度	赤字でない程度	赤字	その他	計	戸数	構成比
経営規模	10ha～	0.0	14.3	71.4	14.3	0.0	100.0	7	4.3
	5－10	3.8	3.8	65.4	26.9	0.0	100.0	26	16.0
	3－5	0.0	2.6	48.7	46.2	2.6	100.0	39	23.9
	2－3	0.0	5.6	50.0	36.1	8.3	100.0	36	22.1
	1－2	0.0	9.1	33.3	51.5	6.1	100.0	33	20.2
	～1ha	0.0	4.5	22.7	68.2	4.5	100.0	22	13.5
計		0.6	5.5	46.0	43.6	4.3	100.0	163	100.0

第2表　後継ぎの農業のかかわり

（単位　%）

		中心的	手伝う	皆無	その他	計
経営規模	10ha～	42.9	42.9	14.3	0.0	100.0
	5－10	11.5	53.8	15.4	19.2	100.0
	3－5	0.0	69.2	17.9	12.8	100.0
	2－3	0.0	63.9	16.7	19.4	100.0
	1－2	0.0	57.6	33.3	9.1	100.0
	～1ha	0.0	18.2	45.5	36.4	100.0
計		3.7	55.2	23.9	17.2	100.0

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

第3表　集落営農に対する見解

（単位　%）

		必要	可能	まとめるのが困難	借入・保証問題で困難	その他	計
経営規模	10ha～	28.6	28.6	28.6	14.3	0.0	100.0
	5－10	11.5	30.8	34.6	23.1	0.0	100.0
	3－5	15.4	15.4	38.5	28.2	2.6	100.0
	2－3	22.2	19.4	33.3	11.1	13.9	100.0
	1－2	21.2	27.3	30.3	12.1	9.1	100.0
	～1ha	18.2	18.2	22.7	27.3	13.6	100.0
計		18.4	22.1	32.5	19.6	7.4	100.0

第4表　10年後の稲作経営

（単位　%）

		拡大	現状維持	一部委託	全部委託	中止	その他	計
経営規模	10ha～	42.9	42.9	0.0	0.0	0.0	14.3	100.0
	5－10	11.5	57.7	19.2	3.8	3.8	3.8	100.0
	3－5	10.3	61.5	17.9	5.1	0.0	5.1	100.0
	2－3	2.8	36.1	19.4	19.4	8.3	13.9	100.0
	1－2	3.0	21.2	18.2	39.4	12.1	6.1	100.0
	～1ha	0.0	22.7	9.1	50.0	13.6	4.5	100.0
計		7.4	41.1	16.6	20.9	6.7	7.4	100.0

るか見通しを聞いたところ、「中心的に担っている」と回答している家が現在の６戸から25戸に増えているが、「手伝う程度」が90戸から60戸に減少し、「全くかかわっていない」とする回答も22戸に減少している。その一方で、「その他」が大きく増加しており（現在28戸→10年後56戸）、これは現時点では10年後のことはわからないということであろう。これは経営面積によらず共通の傾向である。

3　集落営農に対する見解

集落営農に対する見解は分かれており、「既に実行段階で必要」が18.4%、「助成金があれば可能」が22.1%で、集落営農を肯定的にとらえている回答が40.5%あるが、一方で、「まとめるのが困難」が32.5%、「借入・保証問題で困難」が19.6%で、否定的な見解が52.1%であり、肯定派より多い（第３表）。

規模別にみると、3-5ha層では肯定派が30.8%、否定派が66.7%と否定派が多いが、1-2ha層や10ha以上層では肯定派のほうが多い。

4　10年後の稲作経営

10年後の自家の稲作については、現状維持とする回答が41.1%と最も多く、規模拡大志向のある農家は7.4%（12戸）のみである。規模拡大志向の農家は大規模農家に多く、一方で、１ha未満層では、全部委託が50.0%、中止が13.6%、1-2ha層では、全部委託が39.4%、中止が12.1%であり、２ha未満の農家の半分以上は10年後には稲作を実質的にやめる見込みである（第４表）。

5　アンケート調査から見た今後の稲作の見通し

本調査によれば、今後、稲作農家の減少はさらに進み、規模拡大も進んでいくことが予想される。特に、２ha未満の農家の多くは採算性悪化により作業を委託する方向にある。

しかし、その一方で、10年後も現状維持とする回答も４割ある。昨年度より規模拡大を進めることをめざした新しい経営安定対策が導入されたが、政府が当初想定したようなペースで稲作の構造改革が進むとは考えられず、構造改革は時間をかけて地道に行う必要があろう。

（しみず　てつろう）

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

厳しい林業情勢の中で低コスト林業経営を目指す森林所有者

―平成19年度森林組合員アンケート調査結果より―

専任研究員　秋山孝臣

1　はじめに

本アンケートは、森林組合員の森林・林業経営に役立つための系統の進むべき方向の模索・検討を目的として平成14年度以降実施しており、今回で第６回目となる。これまでの調査は、①森林組合員の森林・林業経営の実態・意識、②組合員の森林の集団的管理に対する意識、③組合員の低コスト林業への参加にかかる意識、等を柱として行ってきたが、19年度は特に第３点目に重点を置き実施した。

３組合の組合員を対象に調査を行ったがいずれも林業の盛んな有名林業地で、比較的大面積の山林所有者（平均所有面積24.2ha）である。アンケートは組合から郵送し、直接当総研へ回収する方法をとった。また各組合300部計900部を配布し、450部を回収した。回収率はちょうど50.0%となり、郵送による回収としてはかなり高くなった。

以下紙数の関係から、重点調査項目とした「組合員の低コスト林業への参加にかかる意識」について紹介したい。厳しい林業情勢のなかで、どういった林業経営を行おうとしているのかがよく現れていて興味深い。

第1表　間伐を森林組合に委託する条件

（単位　%）

	割合
回答世帯数	422 (100.0)
いくらかでも利益がある場合のみ間伐する	35.8
持ち出しがないなら間伐する	40.3
多少の持ち出しなら将来的な森林価値の上昇に期待して間伐する	18.5
わからない	5.5

（注）　回答世帯数を100とした割合、以下同じ。

2　低コスト林業への参加にかかる意識

(1)　間伐と費用の負担

「間伐を森林組合に委託する条件」については、「持ち出しがないなら間伐する」40.3%と「いくらかでも利益がある場合のみ間伐する」35.8%で76.1%に達する。「多少の持ち出しなら将来的な森林価値の上昇に期待して間伐する」という積極的な意見は18.5%にとどまり，補助金以上に自分で持ち出してまで間伐しようという林家は少ない（第１表）。

(2)　作業道の設置と低コスト林業経営

「所有林に作業道が開設されたら、どんな森林経営を実施するか」を尋ねた。「間伐しながら長伐期施業を実施し、高付加価値林業を目指す」が一番多く46.2%である。また次点が「森林の現状と将来性を判断し、間伐あるいは皆伐のどちらか有利な方を選択する」の30.3%であり、この二つで76.5%と４分の３を超える。作業道を有効に利用しながら、短

第2表　所有林に作業道が開設されたら、どんな森林経営を実施するか

（単位　%）

	割合
回答世帯数	416 (100.0)
間伐しながら長伐期施業を実施し、高付加価値林業を目指す	46.2
単位立米当たりの伐出コストが低くなるよう効率的に皆伐する	2.2
森林の現状と将来性を判断し、間伐あるいは皆伐のどちらか有利な方を選択する	30.3
伐採代金として必要な額に応じて間伐あるいは皆伐を選択する	5.0
跡地造林の可能性等を勘案しながら間伐あるいは皆伐を選択する	7.2
わからない	9.1

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

第3表 跡地の造林費用が伐期齢に達するまでいくらなら植栽するか

（単位　%）

	割合
回答世帯数	415 (100.0)
いくらでもしない	22.7
50万円未満	24.6
50～100万円未満	10.8
100～150万円未満	2.4
150～200万円未満	1.2
200万円以上でもする	1.0
わからない	37.3

第4表 あなたの組合で「提案型集約化施業」が実施されれば参加したいか

（単位　%）

	割合
回答世帯数	425 (100.0)
参加したい	14.8
どちらかといえば（条件によっては）参加したい	45.2
どちらかといえば（条件によっては）参加したくない	9.6
参加したくない	8.7
わからない	21.6

期的な損得や必要性にとらわれず、長期的に低コスト林業経営を模索しようという姿勢がうかがわれる（第２表）。

⑶　伐採跡地の造林コスト

「跡地の造林費用が伐期齢に達するまでいくらなら植栽するか」を尋ねた。ここで一番多いのは「わからない」が37.3%、次点が「50万円未満」の24.6%であり、なかでも「いくらでもしない」が22.7%もあるのが注目され、この三者で84.6%を占める（第３表）。

標準的な費用は約300万円（平成13年度「林家経済調査　育林費結果報告」農林水産省）とされており、再造林の意欲は、費用の負担感が重いことを理由として、低いと言わざるを得ない(注)（第３表）。

⑷　低コスト林業への参加意欲

「あなたの森林組合で『提案型集約化施業』が実施されれば参加したいですか」と尋ねた。「提案型集約化施業」とは、①複数の組合員に働きかけ、数haから数十haの施業団地を設定し、②施業（育林、間伐、皆伐）を実施するにあたり事業収支をあらかじめ明確に提示・提案し、③高性能林業機械を効率的に使用して低コストで施業するものであり、現在全国的に推進されている。

結果は「参加したい」14.8%、「どちらかといえば、（条件によっては）参加したい」45.2%と肯定的回答が60.0%となっており、多い。設問のなかで「経営の自由をしばる可能性もありますが」とデメリットも述べつつ内容を具体的に説明して尋ねているので、「参加したくない」8.7%、「どちらかといえば（条件によっては）参加したくない」9.6%などの否定的回答が少ないことは低コスト林業の具体的な展開としての「提案型集約化施業」が実質的にかなり受け入れられていることの証左と言えよう（第４表）。

３　おわりに

19年度の３地域は、林業経営が全国的に極度に低迷している中では比較的林業経営に関心のある地域である。低コストで効果的な林業経営を行おうとする問題意識を持っている林家が多いと考えられる。この問題意識をどう全国的に国内林業の活性化につなげていくかに森林組合は最大の努力を行う必要があろう。

（あきやま　たかおみ）

（注）再造林に際しては一般的に補助金が約５割（平成17年度「林業経営統計調査報告」農林水産省）交付されることから実際の林家の負担は150万円程度となるが、この金額と対比しても消極的な姿勢が現れている。

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

苦境にある漁業者と漁協の現状

(財)農村金融研究会　副主任研究員　尾中謙治

1　はじめに

漁業者を取り巻く環境は、燃油の高騰をはじめ、漁獲量の減少や魚価の低迷など厳しい状況に直面している。それに伴い漁協経営も悪化しているところが多い。すべての漁協・漁業者に当てはまるものではないが、漁協系統事業アンケート調査や現地ヒアリングからみた漁業者および漁協の現状はおおむね次のとおりである。

2　漁業者の現状と対応

漁業者の漁業所得は、水揚高から漁業経費を差し引いたものである。水揚高は漁獲量と魚価の積であるが、多くの場合、片方あるいは両方とも減少・低下している。

漁獲量の増加・水産資源の回復のために、行政や漁協は稚魚や稚貝の放流などを実施している。この取り組みは即効性はないものの、長期的には一定程度の効果がみられると話す漁協役職員は多い。しかし、それは現状維持程度である。今以上の資源回復にあたっては、禁漁期を長くしたり、漁獲量・物の制限を厳しくしたりすることも考えられるが、それでは現在の漁業者が漁業で生活できないという結果も引き起こしてしまう。反対に、現在の漁業者の所得を増やすために、資源管理を緩めると、資源の枯渇につながり、将来の漁業が危ぶまれることになる。

漁獲量の急増が期待できないなか、水揚高を増やすためのもうひとつの方向が魚価の向上である。そのために、ブランド化や量販店等との直接取引などの取り組みを行っている

第1図　漁業者および漁協の現状と対応

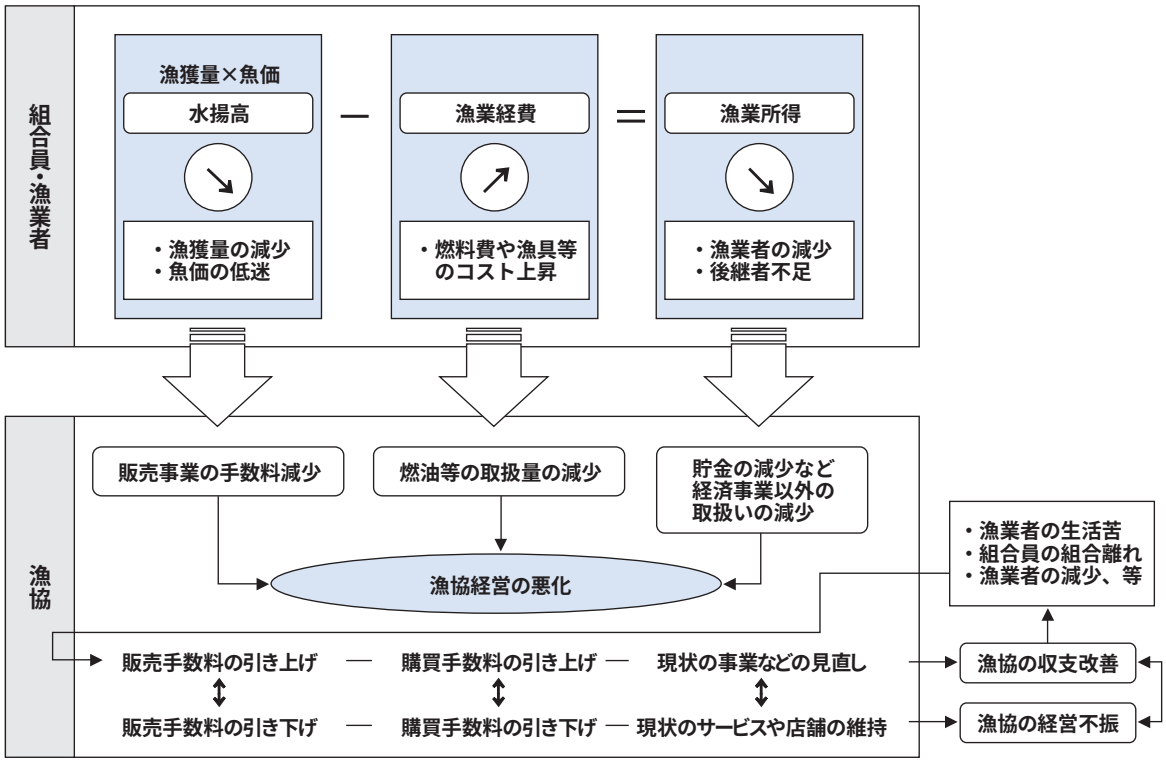

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

漁協もある。しかし、その効果の発現は容易ではなく、現時点で成功しているのは一部の漁協といえる。生産費としての漁業経費が上昇しているなか、それが魚価に転嫁されていないのが現状であり、大きな課題のひとつである。

漁業経費については、漁業種類にもよるが、経費の20%程度を占める燃油代の高騰が重くのし掛かっている。漁業者は少しでも経費削減のために、漁船のスピードを抑えたり、沖泊まりで操業して行き返りの燃料を節約したり、出漁を控えたりして対処している。加えて漁具数を少なくする等の対応も行っているが、なかには経費が水揚高を上回るケースも生じており、漁業者の経費削減への取り組みも限界にきているようにみられる。

漁業者は燃油高などへの対応として経費削減に努めているものの、それ以上に漁業所得が減少しているのが一般的な現状であろう。結果として、漁業を休廃業する人が出てきたり、後を継ぐ人も少なくなっている。そして、漁村・地域の高齢化が進行し、活力も低下してきている。漁業所得の減少は、現在の漁業者だけでなく、将来の後継者や地域にもダメージを与えているといえよう。

3　漁協の現状と対応

漁業者の経営の厳しさはそのまま漁協経営にも反映されている。水揚高の減少による販売手数料や燃油等の買い控えによる購買事業収入の減少、そして貯金や貸出金、共済取扱高の減少などが漁協経営を圧迫している。こうしたなかでの漁協の対応は大きく分かれる。

ひとつは、販売や購買の手数料の引き上げ、あるいは店舗や市場の統廃合による事業・サービスの見直しによって、収支改善を図ろうとする漁協である。しかし、現実にこのようなことが漁業者の状況を理解せずに行われると、漁業者の経費を上昇させ、生活をさらに苦しいものとする。そして、それは漁業者の減少や組合離れを招き、水揚高の一層の減少や更なる手数料引き上げなどにもつながり、いわゆる負の循環を発生させることにもなる。

その一方では、漁業者の経営負担を少しでも緩和するために、販売や購買の手数料の引き下げを検討している漁協もある。しかし、経営の厳しい多くの漁協にとって、このような取り組みは漁協の経営不振を招きかねず、容易ではない。現在の漁協は収支改善と組合員サービスとのバランスをとることを求められているが、漁業者と漁協による痛み分けも限界にきているといえる。

経営の厳しい漁協では合併を実施したところもあるし、計画中のところもある。合併後の漁協からは、合併しても経営がなかなか改善しないという声を聞くことが多い。計画通りに業務の効率化（店舗や市場の統廃合など）は進まず、職員の減少だけが行われ、既存職員への業務負荷が増し、結果として組合員サービスが低下しているという漁協も散見される。漁協職員も現状のままでは先細りであることがわかっていても、既存の業務に追われ、漁業や漁村を活性化するための新たな取り組みが難しい状況にある。

4　おわりに

今後の漁協経営は、経営状況について組合員の理解を一層深めるとともに、店舗や市場の統廃合などによる業務の効率化や、給油にあたってのセルフ化などによる業務の単純化・自動化を図っていく必要に迫られている。

また、日本の漁業を支えるためにも国民に漁業・漁業者への理解を促し、魚価の上昇の許容や魚食の普及を図ることも重要であり、そのような啓蒙活動に行政や系統団体が取り組む必要性も高まっている。

（おなか　けんじ）

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

米国ドル中心の通貨システムの現状と不安

調査第二部長　渡部喜智

1　米国ドルが世界の「基軸通貨」である現状

米国ドル（以下「ドル」と略す）が急落し、国際金融市場が混乱する事態が繰り返し起こってきた。直近では、３月17日にドル円相場が一時95.78円を付けたことが記憶に新しい。95円台まで円高・ドル安となったのは、95年８月以来のことであった。

ドル中心の世界の通貨システムが変わる時期が近づいているという見方があり、今後もドル暴落の懸念が取り沙汰されるだろう。しかし、一方でドルは依然圧倒的な存在感を持ち、為替取引の流動性や支払準備、連動対象の通貨、現金保有などの面から「基軸通貨」の役割を果たしている。

例えば、国際決済銀行（ＢＩＳ）が３年ごとに行う外国為替市場の取引調査によれば、07年４月の一日の取引額３兆810億ドルのうち、ドルを相手方とする取引が43％を占める(注)。次いでユーロの取引シェアが18％強で、円が８％強、英国ポンドが７％強と続く。ドル以外の通貨との決済に当たっても流動性の高いドル取引をいったん経由した方が、結果的に取引コストが安く済むことが多い。これが、ドルの取引シェアが高い理由となっている。これを「媒介通貨」の役割という（第１表）。

また、「支払準備」手段としてもドルは大きなウェイトを占める。公的な外貨準備のうち、ドルでの保有比率は64％であり、ユーロでの保有比率26％に比べ格段に高い。ちなみに、円での保有比率は３％にとどまる。

世界の180ほどの通貨のうち、実際に自由な相場変動を認める「変動相場」制を取る国は世界で30程度に過ぎないと言われる。それ以外の通貨は管理フロート制を含め、自国の通貨価値を安定化させる対象となる「基準通貨」を定め、それとのペッグ（釘付け）や一定幅に変動を抑える為替政策を取る国が多い。ドルは石油輸出国機構（OPEC）の湾岸諸国や南米など多くの諸国の基準通貨となっている。

加えてドル現金は中南米などの幾つかの国・地域で公用通貨となっているほか、発展途上国を中心に日常的な交換手段かつ財産の保蔵手段として利用されている。米連邦準備制度の推計によれば、05年末のドル現金8,200億ドルのうち６割にあたる4,500億ドルが海外で流通しているという。

第1表　通貨別の為替取引の状況

（単位　％）

	通貨別					取引額（億ドル）
	合計	米国ドル	ユーロ	日本円	英ポンド	
全為替取引に占める割合	100.0	43.2	18.5	8.3	7.5	30,810
うち､ドルとの取引が全体の為替取引に占める割合	100.0		13.6	6.4	5.9	26,603

資料　BIS「FOREIGN EXCHAGE TURNOVER:2007/4」より作成

2　米国ドルに自己規制が働かない問題

とはいえ、「基軸通貨」ドルの通貨価値安定の基盤は脆弱だ。

1971年８月に、当時35ドル＝１オンス（31.1ｇ）だった金との兌換（交換）が停止されて以来、ドルは自分自身の価値をつなぎとめるアンカー（かなめ）を持っていない。ドルが世界中で将来にわたり保有し使われるだろうという人々の期待と信頼が基盤なのだ。

しかし、86年にマイナスに転じて

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

第1図　米国の純債務の増加推移

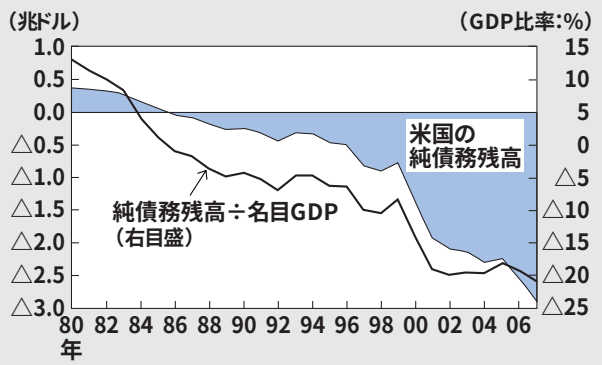

資料　Datastream（IMF、米商務省）データより作成

以来、米国の純債務残高は膨張し、07年には同残高は３兆ドル近くに増えたと見込まれ、名目GDPとの比率も２割を突破している（第１図）。04年以降、米国の毎年の経常赤字は名目GDPの５％を超えている。米国の過剰な消費・投資による赤字を埋めるため、海外からの資金ファイナンスが必要であり、さらに債務が膨らむ構図となっている。これを日本や中国、その他東アジア、OPEC湾岸諸国の国々が中心になってファイナンスしてきたわけである。

ただし、米国は輸出の９割以上、輸入の８割以上を自国通貨のドル建てで行っている。米国の企業や国民の資金調達でも外貨建てで債務は極めて少ない。このため、ドルの変動について、米国民が直接・短期的に悪影響を被ることは少なく乱高下にも鈍感になりがちだ。ドル変動の悪影響を被るのは、むしろ海外というのが現実である。

とはいえ、OPECの湾岸諸国からドル・ペッグ離脱の話が浮上するのは、ドル安への不満の表れだろう。石油が値上がりしても、ドル下落分だけ資産価値が目減りすることを等閑視するわけにはいかないはずだ。また、日本、中国などの投資国が将来にわたり、これまでのようにドルに資産を振り向ける保証もない。米国は魅力的な金融資産を提供してきたが、ドル下落リスクが増せば、より高い収益性を求められることになる。

そろそろ米国は、純債務国としての危機管理を見据えたドル価値の安定政策が必要と思われる。

第2図　ユーロ圏の域内、域外の貿易動向

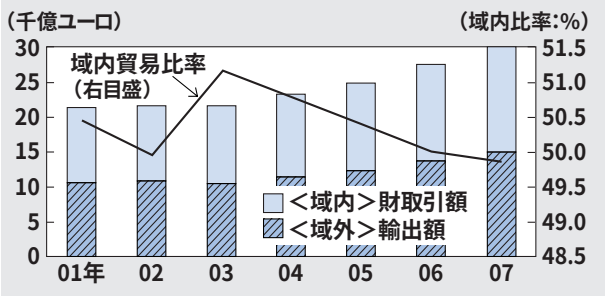

資料　Datastream（EUROSTAT）データより作成
（注）　域内貿易比率＝域内財取引額÷（域外輸入額＋域内財取引額）

３　拡大するEUとユーロ通貨圏

99年に発足した単一通貨「ユーロ」の参加国は08年１月にマルタ、キプロスを加え、15か国になった。また、参加保留権を持つ英国やスウェーデンなどのほか、デンマークなど５か国がユーロ加入のための経済収斂基準の達成を目指す準備段階（ERM－Ⅱ）にある。今後も参加国は増えることが見込まれる。

ユーロ15か国の人口は３億２千万人で、米国を上回る。GDP（07年）規模は8.9兆ユーロ（米国ドル換算：11.9兆ドル）で、米国（07年：13.8兆ドル）を下回るものの、為替変動の影響を受けない購買力の安定した広域経済が出来上がった。この単一通貨圏内の取引は全体貿易の半分を占めており、為替コストがないメリットは大きい（第２図）。

ユーロ圏も地域間格差など単一通貨制度を揺るがしかねない問題は抱えていることは事実だが、経済圏の成長と拡大がユーロへの信頼を高めていくことは確かではなかろうか。

（わたなべ　のぶとも）

（注）売り買い両方を計上するのでなく、片方のみの計算でシェア全体が100％となるようにした。

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

改正貸金業法と多重債務問題

研究員　古江晋也

1　改正貸金業法と無担保ローン市場

2006年１月、最高裁判所は出資法の上限金利（29.2%）には満たないが、利息制限法を上回る金利（18～20%）（以下「グレーゾーン金利」）での貸付けを厳格化する判決を下した。これを受けて消費者金融会社等への過払い金請求は急増した。同年12月には、①グレーゾーン金利の撤廃、②年収の３分の１を超える貸付けを禁止する、いわゆる「総量規制」の導入、③貸金業の適正化を柱とした改正貸金業法が公布され、おおむね３年をメドに完全施行されることが予定されている。

このような状況を受け、消費者金融会社等は貸出金利の引下げや審査の厳格化などを実施した。従来、大手消費者金融会社の借入申し込みに対する承諾率は60～70%といわれてきたが、最近では40%台半ばにまで低下したといわれている。

また、金融機関のなかには消費者金融会社等と提携することで無担保ローンや複数の債務を一本化する「おまとめローン」を商品化していたが、近年の審査の厳格化によって、無担保ローン等の融資残高が伸びない傾向にある金融機関もある。

2　多重債務問題の現状

近年、統計上では自己破産申立件数や多重債務者が減少している。司法統計年報における「個人の自己破産申立件数」では、03年の24万2,357人をピークに、07年には14万8,252人にまで減少した（第１図）。また、金融庁が公表している「無担保無保証借入の残高がある者の借入件数毎登録状況」によれば、無担保無保証の借入人数（全体）は、着実に低下している（第２図）。しかし、問題は無担保無保証の借入人数のうち、「延滞情報の登録がある者」が、08年４月の時点で201.8万人と増加の一途をたどっていることである。これは、審査の厳格化、融資の絞り込みなどから融資を受けることのできない債務者が増加しているためと考えられる。

第1図　自己破産（個人）申立件数

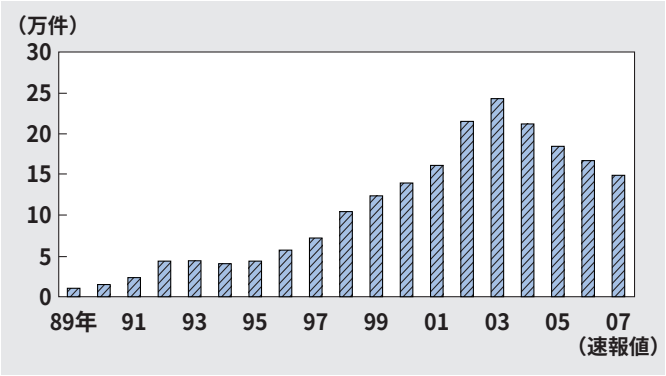

資料　Bloombergデータより作成

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

第2図　一人当たり無担保無保証借入の残高がある借入件数ごとの人数

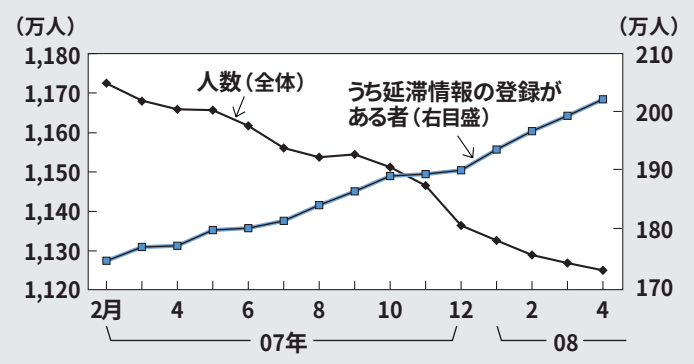

資料　金融庁ホームページより作成

3　地域金融機関とカウンセリング

多重債務が依然として大きな社会問題であるなか、多重債務に陥った人々に対してカウンセリングと負債整理融資を実施している金融機関もある。これらの金融機関におけるカウンセリング業務の特徴は、①配偶者や家族等を含めた協力体制を構築していること、②負債整理融資を行った後も、相談者のサポートを継続していること、③各金融機関とも営業エリアが限定されており、「顔の見える組織」であること、であり、きめ細やかな対応が貸倒れを防ぎ、多重債務に陥っている人々を生活再生へと導いている。ただし、最近では、負債整理融資を実施できる案件が減少している金融機関もあり、やむを得ず法的整理によって生活再生をはかる相談者も少なくない。

4　無担保ローン市場の今後

前述したように無担保ローンの融資承諾率は低下傾向にあり、「延滞情報の登録がある者」は増加しつつある。このような状況のなかで、いわゆる「総量規制」等が適用された場合、延滞情報が登録されている者の中には、自己破産等の法的整理を選択する人が増加することも予想される。そのため、03年以降低下してきた自己破産申立件数が、改正貸金業法の完全施行を前に上昇することも考えられ、無担保ローン市場に大きな影響が及ぶ可能性もある。

貸金業法改正以降の無担保ローン市場については、依然として高いニーズがあると思われるものの、市場自体に不透明さがあるため、多くの金融機関は明確な青写真を描くことができていない現状にある。それに対して、消費者金融会社等と保証業務の提携を行わず、無担保ローン市場に取り組む金融機関もあり、経営スタンスの違いによって、その対応が大きく分かれている。

歴史的経緯を考慮すれば、消費者無担保ローンは、個人生活を支えるという重要な役割がある一方で、多重債務という社会問題の一つの要因と批判されることもあった。現在、カウンセリング業務等を含めた顧客対応は一部の地域金融機関でしか行われておらず、マスマーケットに対応したものではない。しかし今後の無担保ローン市場は、多重債務問題などの経験を踏まえて、顧客が自己破産に陥らないことを主眼とした顧客対応ノウハウの構築が重要となるであろう。

（ふるえ　しんや）

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

コメ危機下における参加型構造改革

東北大学大学院　農学研究科
研究科長　工藤昭彦

1　コメ過剰の試練

コメ過剰を抑制する減反政策が実施されてから40年近くも経つ。その廃止を促す政府関係者の発言が波紋を呼んだが、未だ解決の目途すら立っていない。米離れが止まらなかったからとはいえ、あまりにも長すぎる。この間、多くの農家はじっと耐えてきた。減反によるコメ収入の減少は農外からの収入を増やすことで補った。農機具の共同利用や農作業受委託を拡大し、コスト低下にも取り組んだ。減反が始まった頃、10ａで100時間以上かかったコメづくりも、いまや30時間もあればすむ。栽培暦稲作と称されるほど作業工程もマニュアル化された。会社勤めが本業となった農家でも、土・日や連休、時に有給休暇を利用すれば、コメづくりだけなら続けることができた。先祖伝来の歴史が刻まれたコメだけは、手放すまいという意識も強かった。

2　兼業が支えたコメづくり

この結果、農業を本業としない兼業農家が主食の相当量を生産するという、世界に類を見ないわが国独特の農業構造がつくられた。ちなみに東北のコメ栽培農家のうち、60歳未満の働き手がいる専業農家は２割弱。農家の７割近くは年収の半分以上を農外収入に依存する第二種兼業農家が占める。規模にすれば１ha未満という小さな農家が未だ約４割。長らく戦後のコメづくりを支えてきたのは、したたかに生き抜いてきた小規模兼業農家であり兼業農民であった。反面、大規模化を標榜する構造改革推進農政は、ことごとく破綻を余儀なくされ、今日に至っている。

3　直撃したコメ危機

ただ、今回のコメ危機は、最も安定していると言われた兼業農家にとっても大きな打撃となった。担い手の高齢化や地方の疲弊による雇用機会の縮小など、このところ兼業農家も基礎体力が弱っている。そこを突如としてコメ危機が直撃した。米価が60kg１万円に落ち込むと、１haに満たないコメづくり農家は、ただ働きを覚悟しても赤字になる。このところ農業に見切りをつけ、離農を決断する兼業農家が、以前にも増して目立つようになった。

それ以上に深刻なのは１万円米価だと暮らしや経営が成り立たなくなる大規模経営の方だろう。国の統計で最もコストが割安な15ha以上の経営ですら、コメ60kgで１万円を1,400円以上も上回る。この状態で赤字経営を続ければ、規模が大きいだけに数年で累積債務という金縛りに遭い、倒産を余儀なくされる。

ムラの人々が工夫を凝らして設立した多種多様な集落営農組織にしても、産地づくり交付金を除いた営業収支が黒字のところは、ほとんど見当たらない。

4　懸念される担い手の共倒れ

鳴物入りで登場した品目横断的経営安全対策も、米価暴落に連動し、ナラシの基準となる標準的収入が大幅にダウンしかねないなど、早くもその限界を露呈し始めた。

コメ危機が長引けば多くの兼業農家、大規模経営、集落営農組織など軒並みに共倒れしかねない。その結果コメ不足で米価が高騰すれば、少数の生き残り組にチャンス到来との見方もある。ただその前に、割安かつ高品質

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

の外国産米が、待っていましたとばかりにわが国のコメ市場に雪崩れ込んでこよう。ひょっとしたらコメ危機は、国内コメ市場を一挙に明け渡すための地均しなのかも知れない。

5　展望したいテナントビル型農場

崩壊の危機に直面するコメづくりを再起動させるには、人それぞれに革新の気概をバネとして、想定される最悪のシナリオを書き替える作業に着手せざるを得ない。その手掛かりを探るため、各地で始まった多様な取り組みを透視してみると、テナントビル型農場が見えてくる。

中を覗くと、農地利用調整等農地の管理については、「農地信託会社」が一手に担っている。信託の規模は100ha程度から多いところだと1,000ha以上にも及ぶ。信託会社は信託された農地をどう活用し、どう管理し、その結果どの程度の配当を支払うかといった情報を提供している。

できるだけ高い配当を支払うために、計画はすこぶる綿密だ。耕作放棄されたり遊んだりしている農地はどこにも見当たらない。広く事業推進するために、支店営業部や地域単位の代理店などが連携して信託の勧誘に取り組んでいる。信託会社として最もふさわしいのは、地域に根差し、未だ農家の大半を組合員として束ねているJA組織ではないか。

6　居場所がある参加型構造改革

信託農地の効率的・合理的運用を担っているのは農地利用開発部だ。できるだけ高い配当を支払うには、誰に運用を任せるかを含めて開発部の取り組みが決め手になる。このためテナントビル同様、広大な信託農地は、米－麦－大豆の２年３作用やエネルギー作物用の大フロアー、施設園芸用の特設フロアー、生きがい農園、市民農園、農家レストランなどコミュニティ・ビジネス用の中・小フロアーなど、希望に応じて多様な農家や経営体がそれぞれ借りやすいように仕切られている。農場設計の基本となったのは、ムラの人々が何らかの形でそこに居場所を見出せる、参加型構造改革のシナリオだ。

7　機動力は環境・循環・マーケティング

利用者は、環境保全基準（GAP）を遵守し、国のセーフティネットの要件をクリアする個人や法人といった条件が付く。環境への配慮がなくセーフティネットの要件をクリアできないと、販売戦略の展開やリスク管理上障害が大きいからだ。生きがい農園や市民農園用のフロアーには、希望に応じて多様な農家や市民が参入できる。

開発部が管理する農場で使用するエネルギーは、農地信託会社が運営する循環型自然エネルギー供給法人が一手に引き受けている。原料は、畜産排せつ物、農産物や食品残渣、間伐材など、農村地域に多様且つ豊富に存在する有機性資源だ。

加工利用については農場内に施設を設置しているところもあれば、外部の業者にアウトソーシングしたり契約取引を行ったりと、多様なケースが存在する。

直売所や市場販売はもとより量販店向けに環境保全米の契約生産・契約販売に取り組むなど、販売戦略も多元的だ。

テナントビル型農場の設立は、その気になれば不可能ではない。地域内農地といういわばビル全体をテナント方式に切り替える農地利用改革への挑戦だ。足踏み状態が続いている農地政策改革には、これを後押しするような施策を期待したい。

（くどう　あきひこ）

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

オーナー制度を活用して都市住民との交流を図る

―栃木県茂木町―

主事研究員　木村俊文

1　はじめに

栃木県南東部、茨城県境に位置する茂木町は人口約１万5,700人。山間部を中心に過疎化が進み、2007年までの過去５年間で総人口は７％減少。一方、高齢者人口は約4,900人とほぼ変わらず、高齢化率は31.2％に達した。町の面積173km²の７割が山林で占められており、日本の棚田百選に選ばれた「入郷石畑」をはじめ、段々状の田畑が多い。都心から２時間の距離にありながら、昔ながらの里山の風景や人々の暮らしがまだ残されている町である。

一方、町内には97年に自動車の国際レースが開催される大型レクリエーション施設「ツインリンクもてぎ」がつくられた。これにより同町の知名度が全国的に高まるとともに、今では同町への年間観光客数が250万人超と、かつての５倍強に増えた。

茂木町は、独自の政策展開の一つとして、各種農産物のオーナー制度を行っていることで全国的に有名である。本現地ルポでは、このオーナー制度を活用し、都市住民との交流を図ることにより、むらづくりを進めている事例を紹介したい。

2　町内９地区に広がるオーナー制度

茂木町のオーナー制度は、80年半ばに山内地区ではじまった「ゆずの里」のむらづくり活動が発端となり、町内の他地区に発展したものである。標高200mの山に囲まれ、南面に傾斜地が広がる山内地区は、かつて盛んだった葉タバコ栽培が衰退したことにより、農地の荒廃が進んだ。そこで、以前から地区内に生育していたゆずに注目し、地域おこしを開始することとなった。

85年に地区内15名で「八溝ユズ生産組合」を設立。当初2,860本だったゆずの木は、その後栽培面積を広げ、90年代前半には7,000本を超えた。収穫されたゆずは、地元のホテルやJA、道の駅の直売所などで販売されているほか、菓子、お茶、ジュースなど加工用原料として出荷する。地元のJAはがのでは、このゆずを使った「ゆず味噌」「ゆずジャム」「ゆずがらし」などを加工、独自商品として販売している。

ゆずの木のオーナー制度は、栽培規模が拡大した93年にスタートした。年会費１万円でゆずの木１本のオーナーになることができ

第1表　茂木町における主な「オーナー制度」の概要

名　　称	開始年度	内　　容	会　　費	参加回数	2007年度オーナー組数
「ゆずの里」	1993年	ゆずの木1本	年1万円	5月～11月（3回）	450
「そばの里」	1998年	そば畑50m²	年1万円	8月～12月（4回）	38
「天神梅と竹林の里」	1999年	梅の木1本	年1万円	3月～12月（4回）	126
「しいたけの里」	2000年	ほだ木（5年間）	年3万円（50本）2年目から管理料3千円	4月～11月（随時）	84
棚田百選「入郷石畑」	2002年	棚田100m²	年3万円	3月～11月（10回）	59

資料　茂木町資料より作成

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

る。毎年３月にオーナーを募集、オーナーになると５～11月の間に少なくとも３回（開村式、収穫祭、山野草の摘み取り）は現地に出向くことになる。日帰り圏内の顧客が中心となるが、07年度のオーナー数は450組と、スタートから15年で約５倍に増えた。

この山内地区の活動に誘発され、今では町内計９地区で竹林、棚田、そば、きのこ、梅といった地域資源を生かしたオーナー制度（年会費は１～３万円程度）が実施されている。

棚田オーナーによる田植え風景
(写真提供：茂木町役場)

３　制度の特色

こうした茂木町の取組みには、いくつかの特色がみられる。

第一は、気候や土地形状などを勘案し、手間のかからない作物を選択していることである。農家の高齢化が進行していることもあり、「お金をかけず、毎日手入れをしなくてもいい、素朴なもの」が良いとのことである。

第二は、地元農家がホスト役となって現地に訪れたオーナーをもてなすことを重視していることである。地元のお祭りやホタル観察会などのイベントにもきてもらっている。このため地区の女性たちの協力が不可欠となるが、この活動へ参加することにより徐々に地区内での協力体制が強くなり、コミュニティとして、よりまとまりのある集落になるという。一方で、一度に大量の来客があると対応困難となるため、現状の規模以上にはオーナー数を増やすことができないというジレンマもある。

第三は、ほどよい距離（都心から２時間）と、手ごろな価格帯であることから、主に日帰り圏内の人をターゲットとしていることである。オーナーのなかでも多いのは、幼い子供に豊かな自然を体験させてやりたいとする子育て世代である。現地で行うさまざまな活動やイベントを通じて、オーナー同士の交流も図っている。

現地にきて、体験してみて、その良さを理解すると、翌年度も継続してオーナーになることが多い。長続きさせる秘訣は、地元農家とオーナーとがどれだけ擬似家族的なつながりを築き上げることができるかにあるという。

４　むすび

茂木町のオーナー制度の取組みは、農家所得の向上という経済的な側面にとどまらず、耕作放棄地の発生防止など農地・自然環境の保全管理に加え、地域社会の絆（きずな）を維持するという視点からも意義あるものととらえることができる。

このようにオーナー制度を活用して都市住民との交流を図ることは、地域を支える仕組みを考える上で示唆に富むものと思われる。

（きむら　としぶみ）

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

環境保全型農業で生き残りを目指す

―JA土佐れいほく園芸部ISO部会―

主事研究員　尾高恵美

JA土佐れいほく園芸部ISO部会（以下「ISO部会」）は、2002年に205人の生産者が参加してISO14001の認証を取得した(注)。

ISO14001とは、組織が行う環境管理活動に関する国際規格である。ISO14001が要求する事項を大まかにいうと、まず組織の環境に対する基本姿勢を示す環境方針を定めること、環境方針に基づき環境管理活動の計画を策定し、実施・運用する、それを定期的に点検し見直すこと、そしてこれら計画や点検結果等を文書化すること、が求められている。

ISO14001を実践することにより、環境管理に対する姿勢をアピールでき、組織のイメージアップにつながる等のメリットがある。

1　地域の概況とISO14001認証取得の経緯

JAの管内は高知県北部の嶺北地域である。管内には、吉野川の源流や早明浦ダムがある。山間地にあり、消費地への地理的アクセスは恵まれているとはいい難い。また、06年度の当JA園芸部（以下「園芸部」）の販売額は５億円で、園芸産地の規模も大きくない。

このような条件の下で、消費者に選ばれ、産地として生き残るために、98年に５人の生産者が始めたのが病虫害の発生が比較的少ないことを生かした県認証の減農薬栽培である。

その後、減農薬栽培に取り組む生産者が増えたが、特別栽培農産物に係る表示ガイドラインの改正で減農薬栽培を表示できなくなった。

そこで、01年度の嶺北地域農村活性化推進大会で、園芸部、JA、および管内の５町村が共同で、地域資源の循環と環境保全に配慮した農業生産を推進することを宣言した。環境保全型農業によって生き残ることを明確に打ち出したものである。

環境保全型農業の具体的な仕組みとしてISO14001を選択し、01年度の園芸部総会で認証取得を決議した。主力の雨よけ栽培を中心に園芸部の９割強の生産者が参加してISO部会を発足させ、取得に向けて取り組んだ。

準備段階では、ISO14001の実践によって環境保全型農業をアピールできるメリットや実践方法についての学習会を繰り返し行い、技術水準の向上と、生産者の意識の醸成を図ってきた。それを支えたのが、学習会の講師や事務局を務めたISO部会長、およびJAや農業改良普及所の職員である。

１年間の準備期間を経て、02年度に、高知県環境保全型畑作振興センター（以下「センター」）の実践農家グループの１つとして、ISO部会はISO14001の認証を取得した。

2　ISO14001に関する取組内容

センターは、生物的・物理的な防除法の組合せ、排出物削減や再資源化等により、環境保全型農業を持続的に推進することを環境方針に掲げた。これに基づきISO部会は、環境に配慮した７つの取組事項を定めた。

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

＜ISO部会の環境に配慮した７つの取組事項＞

① 生産資材は、正しく処分する。
② 作物残さは、適正に処分する。
③ 天敵や物理的防除資材を使うなど、農薬を減らす努力をする。
④ 生育に応じた肥培管理を行い、化学肥料をやりすぎない。
⑤ 農薬事故が起きないように、保管場所をかまえ、きちんと管理する。
⑥ 追肥や防除など、毎日の農作業を記録する。
⑦ 環境保全について理解を深め、部会活動に積極的に参加する。

上記７つの取組事項について、目標と行動計画を策定して取り組み、生産者は生産履歴を記帳し、JAに提出している。

そして毎月（現在は２か月に１回）、認証を受けた全圃場について、行動計画の実施状況を確認する環境点検を、各品目の部会長やJA、農業改良普及所、町村の職員が協力し合って行っている。環境点検の結果は各品目部会で報告され、指摘事項については、改善方法を話し合い、改善計画を提出している。

３　環境保全型農業で地域ブランド化

10品目の205人のグループでISO14001を実践することにより、単品ではなく、嶺北地域の野菜として、環境配慮の姿勢をアピールできる。「れいほく八菜」と名づけ、環境に配慮した農業生産や農薬使用を低減した栽培の方法を示して、ブランド化を図っている。

ブランドとして消費者に認知されるには広告宣伝が必要であり、浸透したブランドを維持するには品質管理が不可欠となる。そこで、03年度に園芸部、JA、管内町村、農業改良普及所、高知県園芸連が参加して、販売戦略に関する会議（嶺北地域園芸戦略推進会議）を発足させ、販売促進チーム、営農指導チーム、品質管理向上委員会を設置した。同委員会では、衛生管理や品質管理に、ISO14001の管理手法であるPDCAを応用している。

さらに07年度には、野菜以外の、特別栽培の稲作農家、花き栽培農家、青果用のゆず栽培農家が実践農家となり、JAの営農経済部がISO14001の認証を取得した。県が注力している野菜だけでなく、嶺北地域の農産物全体を、環境保全に配慮した農産物として、地域ブランドに育てる戦略である。

大消費地へのアクセスや出荷ロットにおいて不利な条件の産地でも、生産部会、農協、行政が連携することにより、産地の存続のための戦略を策定し実現することが可能であることを、ISO部会の取組みは示している。

（注）組織はISO14001を審査登録だけでなく、自己宣言を行う場合にも適用することができる。高知県環境保全型畑作振興センターとその実践農家であるISO部会は、02年にISO14001認証を取得してから６年が経過し、環境管理活動が定着したと認められたため、08年４月に自己宣言に移行した。ISO14001に適合していることの確認を受ける体制として、審査機関による認証登録に代えて、第三者による外部監査を導入し、信頼性を確保している。

＜参考文献＞

・高知県中央東農業振興センター嶺北農業改良普及所（2007）『れいほく八〇構想の推進による選ばれる産地づくり』
・吉村秀勇（2005）『ISO14000入門』日本規格協会

（おだか　めぐみ）

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

支店を核に組合員組織活性化に取り組むＪＡ福岡市

調査第一部長　斉藤由理子

１　組織活性化プロジェクト

ＪＡ福岡市は福岡県福岡市（東区の一部を除く）を管内とする、信用事業中心で大型の都市農協である。組合員２万５千人中准組合員が７割を占め、また都市化の進展で農家、農地の減少が続いている。

本農協では、組合員組織を重視しその活性化に取り組んでいる。04年度には組織活性化プロジェクト会議を設置した。組織の再点検で多くの組織に弱体化の傾向がみられたが、「組織無くしては農協の存在はあり得ない」を前提に組織の今後のあり方を協議・検討した。

これらを受けた組織活性化の取組みで注目されるのは協同活動の拠点としての支店重視である。以下では、農事組合等地域や支店を基盤とする組織の現状とともに、支店行動計画を核に様々な組合員組織が連携することで組織、地域の活性化を図る取組みを紹介する。

２　農事組合の組織・機能とその弱体化

まず、組合員組織のなかでも、これまで農協の基礎組織としての役割を担ってきた農事組合の現状をみてみよう。農事組合は集落単位に257あり、主に正組合員からなる。農事組合長中心に、営農情報等の農協からの情報の組合員への伝達、資材注文の取りまとめ、組合員の意見取りまとめを行う。米の生産調整の集落内調整や現地確認をし、畦畔の草刈や集落の各種行事にもかかわる。農協の基礎組織に加えて農政の対応組織、集落の農業に関する自主組織という面を持ち、農業者（＝正組合員）の農業を中心とした集落内ネットワークとして機能してきた。しかし、最近では農家数や組合員数減少により、農業を行っていない農事組合長や、組合長一人だけの農事組合がでてきており、組織や機能の弱体化がみられる。

３　地域を基盤とした組織・会議体

地域を基盤とした組織や会議体には、農事組合のほかに支店協力委員会、集落座談会、利用者懇談会などがある。それぞれ機能は異なるが、農事組合とこれらの組織も合わせると、メンバーは正組合員から利用者、テーマは農業、農協、地域と幅広い分野をカバーして、全体として農協の関係者や事業の拡大に対応していることがうかがえる。（第１図）。

支店協力委員会　　支店協力委員会は、合併後に設けられた旧農協の理事による支店運営会の流れをくみ、委員が組合員を代表して支店運営について支店に助言する組織である。委員は、集落ごとに１名程度、１支店におおむね10名の組合員を選出する。会議では、理事会の内容などを地元理事から委員に説明

第１図　ＪＡ福岡市の地域における組合員組織等のメンバーとテーマ

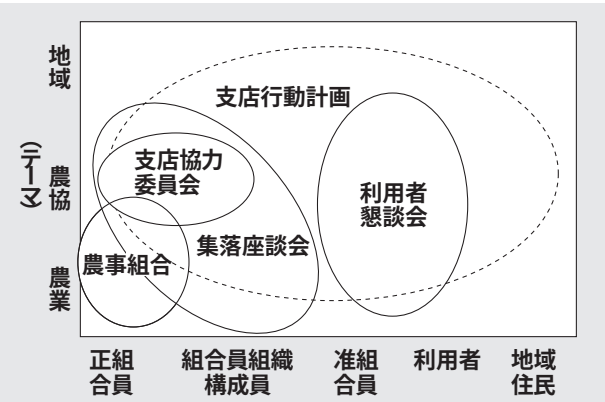

資料　ＪＡ福岡市での聞き取り調査と組織活性化プロジェクト「組織活性化プロジェクト報告」より作成

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

第2図　支店行動計画（案）および地区ビジョン＜部分＞

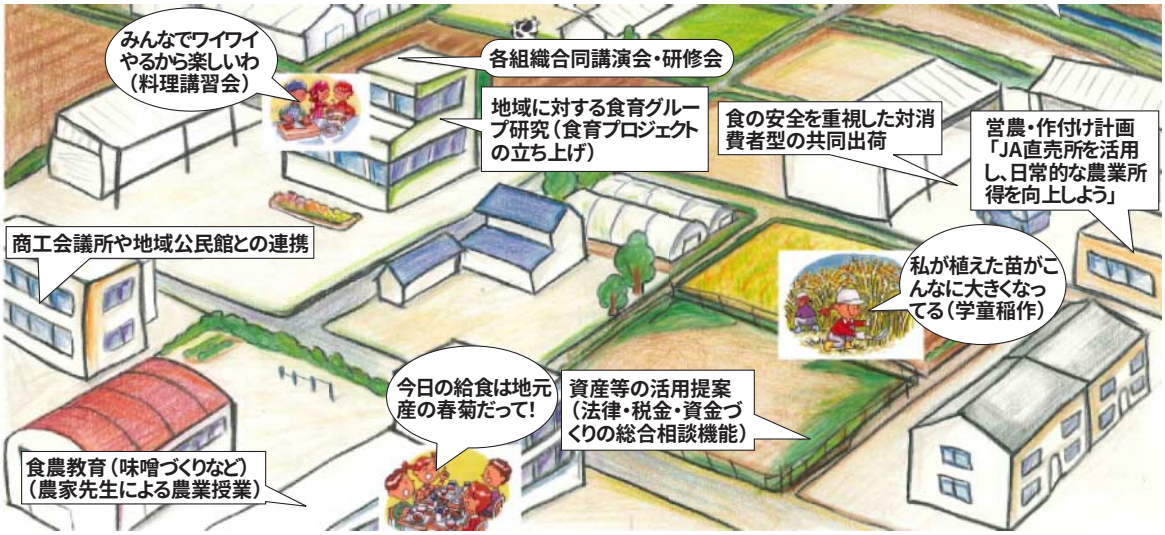

し委員は支店に対し意見を述べる。後述の支店行動計画の策定・実践では中核的な役割を担う。

集落座談会の見直し　集落座談会は、組合員が農協に対して直接意思反映をする場であり、農事組合が主催し、支店が事務局である。07年に見直しに着手し、一部支店では、従来の正組合員中心から女性部や資産管理部会等の組合員組織の構成員にも参加を呼びかけた。内容は２部構成とし、第１部では参加者全員を対象に税制の説明や各組織の案内、活動報告等を行い、第２部は正組合員を対象に水田農業中心の内容とした。

利用者懇談会　02年度から、年１回、准組合員と非組合員の農協利用者に農協のよき理解者となってもらうために、利用者懇談会を支店主催で開催している。農協の直売所（博多じょうもんさん市場）や農場の見学、農協の活動・事業を紹介するビデオの上映、おみやげに管内農産物のプレゼントといった内容を取り入れながら、利用者からの質問・要望を受ける場となっている。

4　支店行動計画

本農協は支店行動計画を支店における組織活性化のキーポイントとする。支店行動計画は、組合員、地域に対し支店を中心に何をするのかを明らかにするものであり、2000年度から作成している。組合員が主人公となる計画であるべきとの農協の思いがあり、計画作りには支店協力委員を中心に農事組合、女性部、青年部など各組合員組織が加わり、計画の実行段階でも組合員が活躍する。

「彼岸花の郷づくり」を行動計画とした支店では、農事組合と協力委員が計画の提案者である。彼岸花の植栽は地域住民も参加し、おじいさん、おばあさん、お父さん、お母さん、孫の３世代約200名が参加するイベントとなった。

行動計画を絵に描いた支店もある。女性部が学校で味噌づくりをし、青年部は学習田で小学生と稲作を行う計画が会議で出されると、他の組織はそれならば我々はわら細工を、と手を挙げたということである（第２図）。

支店行動計画を核に様々な組合員組織が連携し、かつ地域住民も巻き込んで、地域に密着した協同活動を行っている。

（さいとう　ゆりこ）

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

中山間地域の稲作経営

―宮城県丸森町の事例―

主任研究員　内田多喜生

1　はじめに

高齢化や後継者不足等で厳しさを増す中山間地域の稲作経営の将来を考察するため、農中総研では集落アンケート調査を2004年度より毎年実施してきた。そしてこれまで調査を実施した市町村を再訪し、現況を確認する作業を進めている。本稿は04年度に調査を実施した宮城県丸森町について稲作経営の現状等について報告するものである。

2　丸森町および管内農業の概況

丸森町は宮城県最南端の福島県境に位置する。管内中心を阿武隈川が流れ豊かな自然に恵まれるが、山林が多い（林野率は約７割）典型的な中山間地域である。町人口は１万6,793人で高齢化が進行し、65歳以上の割合は32%に達している（07年３月末）。

管内農業はかつて盛んだった養蚕が衰退し、現在は、米、畜産（酪農、養鶏）が中心である。ただし、近年は米の落ち込みが大きい。05年の町の農業産出額は48.3億円と95年に比べ約17億円、26%も減少したが、そのうち米の減収額が8.9億円とほぼ半分を占める。

こうした厳しい農業情勢を受け丸森町では、「丸森町農業創造センター」（97年設立、町内農業の調査研究と推進支援を担う）や「丸森町自然と農業を守る連絡会議」（01年設立、生産から加工・流通まで横断的な組織連携の場、32団体参加06年現在）、「まるもり水とみどりの百貨店」（07年開設、町内の観光物産等情報発信）などの組織を設立し、農業・農村活性化のため取組みを継続的に行ってきた。

町の積極的な取組みもあり、町内では農産物直売所（10か所）やクライン・ガルテン（２か所）、農林家レストラン（４か所）などの施設整備のほか、棚田保全活動、Ｉターン者・ニューファーマーのネットワークづくり、地元農家による伝統農産加工品の復活など多様な取組みが広がっている。

3　稲作の概況

町内面積の約７割を山林が占めるという地勢条件から稲作の規模拡大は難しく、稲作農家（1,569戸）の１戸当たり平均田面積は0.68haと小さい（05年農林業センサス）。また、水田整備率も39%と県平均63%を下回る。

07年産品目横断的経営安定対策には24経営体が加入したが（個別経営23、法人１）、作付面積は115ha（うち大豆18ha）と、町内稲作作付面積に対する割合は約１割にとどまった（県内平均31%、07年丸森町水稲作付面積1,140ha）。08年産の水田経営所得安定対策については市町村特認もあり参加者は増えるとみられるが、面積の大きな積み増しは見込めない状況である。

加入割合が低い背景としては、平地の条件の良い水田や大豆・麦生産が元々少ないことがまずあげられるが、その他にも政策変更が度々行われ農家が様子見をしていることや、米価の継続的な下落による将来不安等の要因があるとみられる。また、集落営農への取組みも集落の合意は容易ではなく、対策への参加を呼びかけるJA等も対応に苦慮している。

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

4　前回調査対象農家への聞き取り調査

調査対象集落は山間部に位置し、集落内の水田は傾斜地に棚田として分散するなど稲作経営には厳しい環境である。アンケートに回答した稲作農家18戸の平均作付面積も0.56haと町内平均をさらに下回る。また、調査時点での世帯員に占める60歳以上割合は約４割と高齢化も進んでいる。

今回は04年度調査に協力していただいた２戸の農家を訪問し、聞き取り調査を行った。対象は80歳代と50歳代の男性で、集落内では大規模といえる約１haの水田経営を行っている。

まず、集落内の稲作の概況について確認すると、前回調査農家18戸のうち稲作を辞めたのは１戸だけであり、残りの農家はそのまま稲作を継続し、また、集落作業の出役についてもいまのところ高齢者も参加しており、将来的にはともかく現状では問題ないということである。

次に、経営所得安定対策に係る集落営農の取組みについて伺ったところ、いずれもこちらの集落では取り組めないという否定的な回答であった（なお、04年度の集落アンケートでも「集落営農の可能性」については約４割の農家が「困難」と回答していた）。

理由としては、①集落内の水田が谷ごとに分散しており、作業の効率化が望めないこと（水田間の移動短縮は「ヘリコプターでトラクターを運ぶぐらいしないと無理」との意見もあった）、②区画整理がされていないため大型機械での作業が困難なこと、③山間地域の急傾斜地の作業は危険を伴うこと（他人を危険な目に合わせられない）、④ほ場の性格が１枚１枚異なり管理が難しいこと、⑤集落営農をしても現在の米価水準では採算が合わないこと、⑥大豆、麦に関しても団地化は難しく、かつ湿田のため栽培が難しいこと等が挙げられた。

そして、今後の集落内の稲作についての見方は、いずれの農家も悲観的であった。特に、米価下落への懸念は強まっており、現在の農機が故障した場合買い替えはしないという発言もあり、経営意欲にも影響している。さらに、現行制度は山間地の水田は山にかえってもいいということではないかという意見も聞かれた。

また、この集落は新しい中山間地域等直接支払制度について、農用地の維持管理が草刈りだけではなく耕起まで必要になったため加入を見送ったということである。狭く、傾斜がきついというほ場条件に加え、高齢化が進んでおり５年間農用地の維持管理を続けることについて、不確定な部分が大きいということであろう。

5　おわりに

今回の調査では、米価が継続的に下落するなかで、山間地域の稲作農家が非常に厳しい状況に置かれており、水田経営所得安定対策についても物理的に制度に乗ることが難しい集落が多いことがうかがえた。こうした条件不利地域では、農地保全意識の高い現在の農業者が営農を停止すれば耕作放棄に向かうケースが多く、その場合、治山・治水、環境保全、農村景観等農業の多面的機能からみて大きな影響が生ずることになろう。

そのため中山間地域等直接支払制度や農地・水・環境保全向上対策等多様な施策による支援が必要になるとみられるが、現行制度は今回みたように課題も多い。現役農家が離脱しこれら地域が危機的状況に陥る前に、これら施策の見直しも含め、多面的機能を維持するための施策強化と、その施策を本来最も必要とする地域が利用できるような対応が求められよう。

（うちだ　たきお）

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

農林金融2008年６月号

欧州の協同組合銀行における国際会計基準第32号への対応状況

(重頭ユカリ)

国際会計基準審議会（IASB）が02年６月に公表した国際会計基準第32号の修正公開草案では、協同組合の出資金が負債に分類されることとなった。欧州の協同組合陣営がロビー活動を行った結果導入されたIFRIC解釈指針第２号（04年11月）では、組合員の出資金は事業体が組合員の出資金の償還を無条件に拒否できる権利を有している場合には資本に分類されることとなり、フランスやフィンランドの協同組合銀行グループの単協では、これに即した定款の変更が行われた。

現在進展しているIASBとアメリカの会計基準のコンバージェンスにおいて、再び多くの協同組合の出資金が負債に分類される可能性が生じており、各国の協同組合陣営は協力してこの問題に対応していく必要がある。

欧州の協同組合銀行グループの相互援助制度と一体性

(斉藤由理子)

欧州の協同組合銀行グループには、銀行破綻を防ぐための相互援助制度を持つものが多いが、グループの歴史的経緯、中央集権についてのスタンス、法制度等を反映し、制度の内容は多様である。

プルーデンス規制や格付において、グループを一体とみなす条件の一つが強固な相互援助制度の存在であるように、相互援助制度とグループの一体性は密接な関係を持つ。近年、イタリアのBCCでの相互援助制度の創設、ドイツの預金保全機構の強化など、グループの一体性強化の動きがみられる。この背景には、自己資本比率算定上のグループ内会員銀行向け与信のリスクウェイト０％適用やグループ格付上の条件緩和という制度変更があり、金融機関の内部管理を重視するプルーデンス規制の方向性を反映したものと考えられる。

農林金融2008年７月号

米政策改革の動向

(小針美和)

米政策改革下における生産調整政策のうち、特に米価下落の影響を緩和するための対策についてフォローした。施策の流れは、「生産調整の参加メリットとして下落時の補てん措置を導入→担い手に限定した支援策の導入→担い手の支援への重点化」としてとらえられ、07年度から、担い手への対策は水田（畑作）経営所得安定対策の収入減少影響緩和対策（いわゆるナラシ）に移行した。今後、対策初年度の補てんの状況、担い手の経営への効果および限界について検証する必要がある。

一方で、生産調整の実効性を確保するには担い手以外の農業者の協力が不可欠である。現行の仕組みのもとで、担い手以外の農業者にも生産調整への参加が経済的に有利となるメリット措置が確保されているかについても検証する必要があると考えられる。

集落営農組織への農協の金融対応の現状と今後の課題

(長谷川晃生)

07年産より水田・畑作経営所得安定対策が実施されている。07年度は制度導入に伴い集落営農組織の当面の資金調達が課題となったものの、農協による生産資材の決済時期の延期や交付金相当額の前払等の対応がなされたこともあり、集落営農組織の資金繰りは改善された。

今後は集落営農組織による機械導入が進展していくものとみられ、農協の積極的な対応が課題となろう。集落営農組織の発展段階に応じた各種支援の取組みとともに、融資相談対応には金融部門と営農部門との連携強化さらに担い手金融リーダー等の農業融資に精通した人材の育成等により、幅広い資金ニーズに積極的に応えていくことが求められる。

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

農林金融2008年６月号

合併農協の到達点と課題

(石田信隆)

農協合併は改善のための手段であり、合併の効果を発揮するための取組みが不可欠である。本稿ではまず、農協の合併効果について整理する。

次に４農協の事例をみる。合併後それぞれ長い時間をかけて、合併を生かす努力を続けている。

農協合併のメリットは、専門的な事業体制の構築や組織・機構の合理化等により、ある程度は実現された。しかし一方では、組合員との関係疎遠化などのデメリットへの対策も必要であるし、さらに、多くの農協では、まだまだ効果発揮のための余地が大きいのが一般的だと思われる。

全国の大型農協にとって、合併を生かすさらなる努力が求められる。また、組合員の高齢化や農村地域経済の弱体化により、これに対応するさらに新しい発想と実践が求められている。

農林金融2008年７月号

森林組合員の林業経営意識と組合経営の課題と展望

(秋山孝臣)

中国をはじめとする木材需要の拡大により、需給は逼迫し、外材輸入が以前に比べて難しくなっていることから、国産材への需要が高まっている。

一方国内の森林は成熟化が進んでおり、伐期に達する林分が増加しているが、長期の木材価格の低迷から、林業の収益性は極めて低く、林業経営意欲が極端に低下しており、荒廃林が増えている。

本稿は、当総研が５年間実施してきた「森林組合員アンケート」の検討を通じて、森林組合経営の課題と展望を探ったものである。

森林所有者の林業離れが進んでおり、森林・林業の担い手としての森林組合への期待が高まっている。また、森林組合は団地施業による低コスト林業を目指しており、管理系の事業と販売系の事業を総合的に営んでいく必要がある。

金融市場

2008年６月号

情勢判断

1　民間部門のマインド悪化で2008年前半の景気は厳しい展開に
2　先行きの米国の住宅市場底入れと景気持ち直しに期待
3　経済・金融の動向

経済見通し

08～09年度経済見通し

今月の焦点

1　きめ細かい年金関連サービスを提供する高崎信金
　～地域金融機関と年金に関するサービス～
2　大分銀行の ＣＳＲへの取組みと店舗戦略
　～太陽の家支店を中心に～
3　サブプライム問題に影響された大手金融グループの決算

2008年７月号

情勢判断

1　投入コスト負担増で企業収益は大きく圧迫
　～インフレ懸念は徐々に高まっているが、年度内利上げは依然困難～
2　2008～09年度経済見通し（２次QE後の改訂）
3　早期利上げ予想は尚早、経済・金融の見極めに時間
4　経済・金融の動向

今月の焦点

1　住宅ローン実行後のクロスセルを進める静岡銀行
2　職員の能力向上と専門家の活用をはかる高松信金
　～地域金融機関と相談業務の推進態勢～

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

失敗から学ぶ農業3年生！

アグリパークつがる塾　今　久男

「無農薬で野菜や米を育ててみたい」そんな想いで平成18年に脱サラ・新規就農しました。

25年間勤めた農林中央金庫ではJA広島信連をはじめ、全国の信連・JAとお付き合いをさせていただきました。さらにJA全中への出向でいつの間にか机上の世界に埋没している自分がいました。

そんな自分に「農業で生活ができるか？」不安もあり、随分悩み、いろいろな方に相談しましたが、新しい挑戦に賛同・応援していただき、思い切って第２の人生をスタートさせました。

生来の無精者なので農薬を使用しないことは、仕事がひとつ減るのでは･･･と考えましが、現実はそんなに甘くありませんでした。

いざ実践してみますと、就農１年目では５月に植えたキャベツが葉っぱの芯を残して青虫にきれいに食べられてしまいました。

また、露地植えのナスにあぶら虫が大量発生し、木酢液（もくさくえき）や牛乳ではどうにもならず、何度か手で捕殺後成り行きに任せました。野菜の生命力のお陰か、８月にわずかばかりの収穫にこぎつけました。無農薬での野菜づくりは、最悪の場合収穫ゼロとなるリスクを抱えていると改めて思い知らされました。

２年目は米づくりに挑戦です。約10年放置された田んぼを開墾し、葦の根が浮いている田んぼに苗を植えました。田植えに両親が手伝いにきましたが、葦の根が浮いている田んぼを見て「こんな田んぼで稲づくりをするのは馬鹿！」と怒られました。確かに最悪収穫できないかも･･･との不安は私もありました。それでも初志貫徹。肥料・除草剤は使用せず、手押し式除草機での除草、バインダーで刈り取り後、天日乾燥を経て脱穀機で脱穀し、悪戦苦闘の末10月には何とか玄米となりました。収穫できた喜びに思わず自然の恵みに感謝です。この天日干しの米は甘みがありおいしい、との感想をいただきこれまでの苦労が吹っ飛びました。

しかしながら、田んぼに手間取ったことからにんにくに手が回らず収穫は散々でした。野菜は手をかけたからといって良いものが採れるとは限りませんが、手を抜けばそれだけのものしか収穫できないことを実感しました。

３年目の今年は有機・無農薬での野菜づくりには堆肥が必要不可欠との考えから、堆肥製造を本格化させる準備を進めています。

野菜・米づくりに加え、堆肥製造・経理処理・営業と課題山積ですが、幸いにもハウス内でのトマト・キュウリ栽培は病気もつかず収穫ができ、またグリーンアスパラは甘みがあって美味しいと言われるようになりました。

無農薬ということで雑草と害虫対策が最大の課題ですが、いずれも自分でできる範囲での処理です。故に収穫量が平均以下であったり、雑草の中に野菜があったりとまさに３年生の農業です。

このような生活も健康であるから可能なことと考え、医者を遠ざける「医を超える農」を目指して安全・安心な食を育てていきます。

（こん　ひさお）

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

農中総研 調査と情報 | 2008年7月号（第7号）

編集・発行　**農林中金総合研究所**
〒100-0004 東京都千代田区大手町1−8−3
Tel.03−3243−7323　Fax.03−3279−7136
URL：http://www.nochuri.co.jp
E-mail：yasuda@nochuri.co.jp